

令和2年4月1日から刑事部が増設されました（お知らせ）

令和2年4月1日から本庁刑事部に1か部が増設されました。

これまで、「刑事部」は1か部に2合議体が置かれていたところ、4月からは、「刑事第1部」と「刑事第2部」となり、2か部で3合議体となりました（下図を御参照ください。）。

【照会先】水戸地方裁判所刑事訟廷事務室 029-224-8237

（令和2年3月31日まで）

水戸地方裁判所 刑事部

A合議

B合議

（令和2年4月1日から）

水戸地方裁判所 刑事部

刑事第1部
（南館2階）

A合議

B合議

刑事第2部
（南館3階）

C合議